

現場説明書

1 工事名称 筑波大学西地区環境整備(植栽)工事
 2 工事位置 茨城県新治郡茨城村大字白田(筑波大学構内(西地区))
 3 しゅう入時期 昭和61年3月31日

4 工事現場
 (1) 工事用地: 範囲は別図のとおりとし、使用方法については監督職員の承諾を得ること。
 (2) 事故防止: 構内外の事故防止等に十分注意すること。

5 仮設物の設置等
 (1) 仮設建物等: 仮設建物等を設置しようとするときは、「仮設物設置許可書」を監督職員に提出して承諾を求めること。
 (2) 障害物の撤去又は移設: 障害物の撤去又は移設をしようとするときは、別図及び監督職員の指示により行うこと。

(3) 仮設物等: 所定の位置を設けるときは、別図の位置に、図示の標高によること。
 (4) 監督職員事務所: () 設ける。 () 設けない。

階	1	2	3	4	5	6
規模 (m ²)	0mm	20mm	33mm	45mm	100mm	

(5) 労務員団舎の屋内設置: () 出来る。 () 出来ない。
 (6) 仮設物の維持管理等: 仮設物は施工、設置及び撤去に無料かつ完全であるように材料、構造、その他関係法規に準拠して設置し、常に維持保全に注意すること。

(7) その他 _____

6 工事用電力等

(1) 工事用給水、排水、電気、電話等は、請負者において手続きのうえ設置し、その費用及び使用料は請負者の負担とする。
 (2) 工事用電力: () 電力会社と協議の上引込む。
 (3) 工事用電話: () 構外より引込む。
 (4) 工事用水: () 構外より引込む。 () 構内より分岐である。
 (5) 排水: 別図又は監督職員の指示によること。
 (6) その他 _____

7 工事写真等

(1) 工事写真等: 工事写真等は、文部省が定めたる工事記録写真撮影要領により撮影し、次掲のものを提出するものとする。

区	分	大きさ	種類	紙
敷地状況写真	キャブレ			
工事写真	サーベル	※2/3		/
しゅう入写真	※2/3	カラー		/
カラー	※2/3	カラー		/

※しゅう入写真(カラー)のうち/欄はフィルム、工事中、工事後、撮影場所を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図(※2/3)を添付すること。

(2) その他 _____

8 請負代金の支払: 請負代金は 茨城大学監理部 により、 / 日に支払うものとする。

9 請負代金の納付: 公共工事の前払金保証事業会社と保証契約を締結し、当該保証証券を添えて工事請負代金額の「 / 分の 」以内の額の前払金を請求することが出来る。

10 工事完成保証人: この工事の請負者は、当該工事に関し、当該請負者の親等参加資格と同様、同等以上の親等参加資格を有する者を、工事完成保証人とする。

11 工事保険の締結: この工事の請負者は、すみやかに工事の目的及び工事材料について 保険契約を締結すること。

12 監督職員の権限: 文部省が定める工事請負契約基準第9条2項及び第3項に示す範囲とする。

13 現場代理人の締結者: 現場に常駐すること。 () 必要とする。 () 必要としない。

14 専任製図技術者: 現寸図及び施工図等の作成のため専任の製図技術者を現場に配置すること。 () 必要とする。 () 必要としない。

15 工事請負契約基準の運用について

(1) 基準第4条の規定による工事費内訳明細書: () 提出する。 () 提出しない。
 工 程 表: () 提出する。 () 提出しない。

(2) 基準第20条2項の規定により請求する場合に、委任者又は請負者から請求のあった日から起算して、竣工工事の工期が2月以上ある場合は、 () 提出する。 () 提出しない。

(3) 基準第20条3項の規定による請負代金の算定の基準となる竣工率を算定する際は、() 資金又は物価の変動による請負代金の算定の請求があった日から起算して、() 竣工工事の工期が2月以上ある場合は、 () 提出する。 () 提出しない。

(4) 基準第20条3項の規定による請負代金の算定の基準となる竣工率を算定する場合は、() 工事の工期が請求のあった日から起算して、() 竣工工事の工期が2月以上ある場合は、 () 提出する。 () 提出しない。

(5) 基準第20条3項の規定による請負代金の算定の基準となる竣工率を算定する場合は、() 工事の工期が請求のあった日から起算して、() 竣工工事の工期が2月以上ある場合は、 () 提出する。 () 提出しない。

(6) 基準第20条3項の規定による請負代金の算定の基準となる竣工率を算定する場合は、() 工事の工期が請求のあった日から起算して、() 竣工工事の工期が2月以上ある場合は、 () 提出する。 () 提出しない。

(7) 基準第20条3項の規定による請負代金の算定の基準となる竣工率を算定する場合は、() 工事の工期が請求のあった日から起算して、() 竣工工事の工期が2月以上ある場合は、 () 提出する。 () 提出しない。

(8) 基準第20条3項の規定による請負代金の算定の基準となる竣工率を算定する場合は、() 工事の工期が請求のあった日から起算して、() 竣工工事の工期が2月以上ある場合は、 () 提出する。 () 提出しない。

(9) 基準第20条3項の規定による請負代金の算定の基準となる竣工率を算定する場合は、() 工事の工期が請求のあった日から起算して、() 竣工工事の工期が2月以上ある場合は、 () 提出する。 () 提出しない。

(10) 基準第20条3項の規定による請負代金の算定の基準となる竣工率を算定する場合は、() 工事の工期が請求のあった日から起算して、() 竣工工事の工期が2月以上ある場合は、 () 提出する。 () 提出しない。

(11) 基準第20条3項の規定による請負代金の算定の基準となる竣工率を算定する場合は、() 工事の工期が請求のあった日から起算して、() 竣工工事の工期が2月以上ある場合は、 () 提出する。 () 提出しない。

(12) 基準第20条3項の規定による請負代金の算定の基準となる竣工率を算定する場合は、() 工事の工期が請求のあった日から起算して、() 竣工工事の工期が2月以上ある場合は、 () 提出する。 () 提出しない。

(13) 基準第20条3項の規定による請負代金の算定の基準となる竣工率を算定する場合は、() 工事の工期が請求のあった日から起算して、() 竣工工事の工期が2月以上ある場合は、 () 提出する。 () 提出しない。

(14) 基準第20条3項の規定による請負代金の算定の基準となる竣工率を算定する場合は、() 工事の工期が請求のあった日から起算して、() 竣工工事の工期が2月以上ある場合は、 () 提出する。 () 提出しない。

(15) 基準第20条3項の規定による請負代金の算定の基準となる竣工率を算定する場合は、() 工事の工期が請求のあった日から起算して、() 竣工工事の工期が2月以上ある場合は、 () 提出する。 () 提出しない。

(16) 基準第20条3項の規定による請負代金の算定の基準となる竣工率を算定する場合は、() 工事の工期が請求のあった日から起算して、() 竣工工事の工期が2月以上ある場合は、 () 提出する。 () 提出しない。

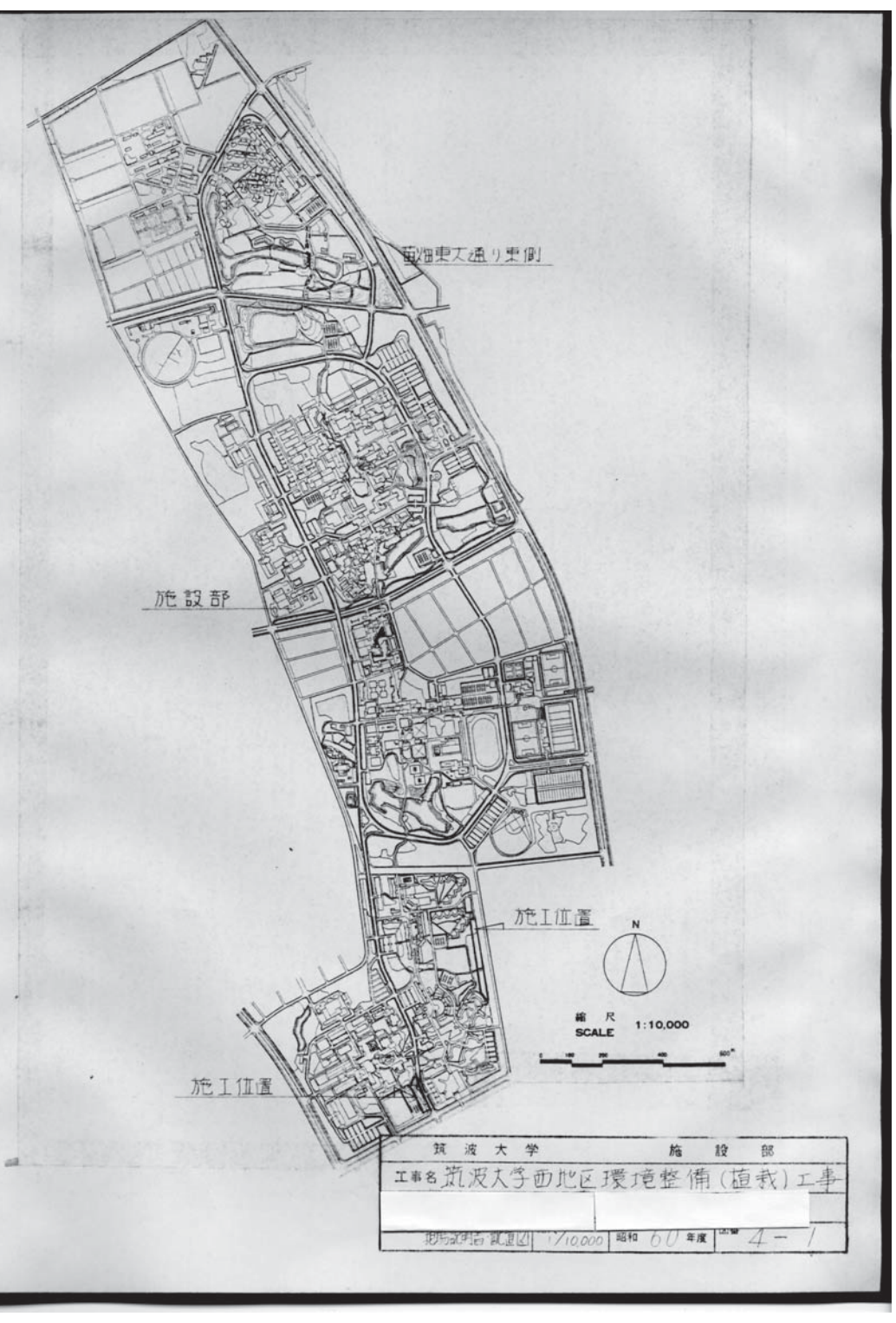
(17) 基準第20条3項の規定による請負代金の算定の基準となる竣工率を算定する場合は、() 工事の工期が請求のあった日から起算して、() 竣工工事の工期が2月以上ある場合は、 () 提出する。 () 提出しない。

(18) 基準第20条3項の規定による請負代金の算定の基準となる竣工率を算定する場合は、() 工事の工期が請求のあった日から起算して、() 竣工工事の工期が2月以上ある場合は、 () 提出する。 () 提出しない。

(19) 基準第20条3項の規定による請負代金の算定の基準となる竣工率を算定する場合は、() 工事の工期が請求のあった日から起算して、() 竣工工事の工期が2月以上ある場合は、 () 提出する。 () 提出しない。

(20) 基準第20条3項の規定による請負代金の算定の基準となる竣工率を算定する場合は、() 工事の工期が請求のあった日から起算して、() 竣工工事の工期が2月以上ある場合は、 () 提出する。 () 提出しない。

(21) 基準第20条3項の規定による請負代金の算定の基準となる竣工率を算定する場合は、() 工事の工期が請求のあった日から起算して、() 竣工工事の工期が2月以上ある場合は、 () 提出する。 () 提出しない。



筑波大学 施設部
 工事名 筑波大学西地区環境整備(植栽)工事
 現場説明書 1/10,000 昭和 60 年度 4-1